2016 年度点検・評価シート

Ⅰ　評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準３	教員・教員組織　【自己評定　Ｓ　】
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化
	教員構成の明確化
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	規程等に従った適切な教員人事
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施
	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施状況と有効性
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

Ⅱ【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	法学研究科は、法律学専攻及び政治学専攻で構成され、両専攻とも博士課程前期課程及び博士課程後期課程を設置し、各分野について専門研究を行い、それぞれの分野で、多文化の共生に積極的に貢献できる研究者と高度な専門知識を要する専門職業人の育成を目的としている。この目的を達成するために、法学研究科の教員組織は以下の方針で編制する。 グローバル化の進む現在の世界における法律学専攻及び政治学専攻の教育研究上の目的を実現するためには、今日的な課題に目配りしつつ、歴史・思想といった伝統的分野はもちろん、細分化の進む選択分野をも幅広い分野をカバーできる教員を配置する必要がある。教員組織の編制は、上記のことに留意しつつ、かつ、学部との十分な連携をとりつつ、教員の専門性、年齢構成、性別、国籍等を勘案しつつ進める。 法学研究科は、法律学専攻と政治学専攻でそれぞれ独自に求める教員像を定めている。別添資料を参照(B3-5)。 組織的な教育を行うための連携体制は、専攻主任が中心となって行われている。すなわち、法律学専攻には、複数の教員が連携的に教育を行う「総合演習」が開講されており、毎年、この科目の運営について検討・協議している。政治学専攻には、「公共政策学専修コース」が設置され、その運営について検討・協議している。
3-2	法学研究科は、大学院設置基準に準拠し、担当教員の資格については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」(A3-4-11)を定め、これに基づき適正に審査を行っている。授業科目と担任教員の適合性、適正配置については、研究科委員会および専攻協議会において判断される。ただし、法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員であり、これを選考する権限は法学部教授会に属しているから、法学部教授会と連携して適正配置の検討を行っている。 研究指導教員数は 28 人（うち教授数 22 人）、兼任教員数 7 人である(兼任教員は前期課程のみ担当)。教員 1 人当たりの学生数は、0.3 人である(d2-表 3)。専任教員の年齢構成(比率)は、61 歳以上が 10 人(35.7%)、51～60 歳が 5 人(17.9%)、41～50 歳が 6 人(21.4%)、31～40 歳が 7 人(25.0%)である。また、女性の専任教員は 4 人(14.3%)、外国人教員は 1 人(3.6%)である(d1-表 2、B3-26 d2-表 5、表 4)。 なお、2015 年度現在、法学研究科法律学専攻博士課程後期課程において、大学設置基準上必要専任教員数に対して 1 名未充足の状態となっている。これについては、法学研究科において早急に対応を行っていく。
3-3	法学研究科担当の専任教員は、すべて法学部所属専任教員であり、募集・採用・昇格の審議は法学部教授会の権限であるから、法学研究科専任教員の採用等の審議は法学部教授会に委ねられている。法学研究科担当の兼任教員の募集・採用については、法学研究科委員会が審議し、その議に基づいて、法学部教授会が決定する。 法学研究科担当教員の採用等については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」（A3-4-11）を定め、これに基づき法学研究科委員会が適正に審査している。
3-4	法学研究科では、教員の教育活動の評価について、「学生による授業評価アンケート」が実施されておらず、研究科としての評価やピアレビューも行われていない。また、研究活動評価のためのシステムは構築されていない。法学研究科では、2010 年度に研究科独自の FD 委員会を設置し、授業方法改善のための活動等を行ってきたが、教員の社会貢献・管理業務等に関す

	る資質向上を図るための研修会は、専攻または研究科全体の取り組みとしては実施されていない。
3-5	

【効果が上がっている事項】

3-1	
3-2	
3-3	
3-4	
3-5	

【改善すべき事項】

3-1	
3-2	法学研究科法律学専攻博士課程後期課程において、大学設置基準上必要専任教員数に対して１名未充足の状態となっている。(d1-表 2)
3-3	
3-4	
3-5	

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

＜根拠資料＞

A3-2　教員選考基準
A3-4-11　大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規
A3-6　大東文化大学客員教員任用基準
A3-7　大東文化大学助教規程
A3-12　専任教員の教育・研究業績（CD-R）
B3-1　大東文化大学専任教員就業規則
B3-2　大東文化大学特任教員就業規則
B3-5　学部・学科、研究科・専攻の求める教員像及び教員組織の編成方針
B3-26　大学データ集　≪既出≫B1-22

＜大学基礎データ＞

d1-表２　全学の教員組織

〔追加資料〕

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」　「A：概ね達成」　「B：やや不十分」　「C：不十分」　で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価 2014	2015	2016	2017	2018
中期目標(2014～2018)	3-1　法学研究科が求める教員像および教員構成についての方針の策定	法学研究科が求める教員像および教員構成が明文化されている。	→			B		
	3-4　法学研究科における FD 活動を検討し、推進する	両専攻協議会において FD 活動の具体的な内容を検討する。	→			B		
	3-4　法学研究科における教育研究業績の公表	法学研究科における研究教育業績がホームページ等で公表されている。	→			B		
14 年度目標	3-1　求める教員像および教員組織の編制方針を策定する。	左記のことが実行されている。	→	S				
	3-4　法律学専攻における FD 活動の検討	専攻協議会の場において、FD 活動の具体的な内容について継続的に検討されている。		B				
	3-4　政治学専攻における FD 活動の検討と具体的な実践	専攻協議会の場において、FD 活動の具体的な内容について継続的に検討されている。	→	S				
15 年度目標	3－4　法学研究科構成員の教育研究業績が大学のＨＰに公表される。	法学研究科構成員の教育研究業績がＨＰに掲載される。			S			

16 年度目標	3 - 2　法律学専攻後期課程担当者 1 名不足状態を解消する。	研究科委員会において、法律学専攻後期課程担当者の補充が決定する。			S		
	3－4　法律学専攻における FD 活動の検討	専攻協議会の場において、FD 活動の具体的な内容について継続的に検討されている			S		